

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2024 年 06 月 17 日

静岡県知事 殿

提出者

住 所 静岡県三島市4845番地

氏 名 東レ株式会社三島工場

池上 哲生

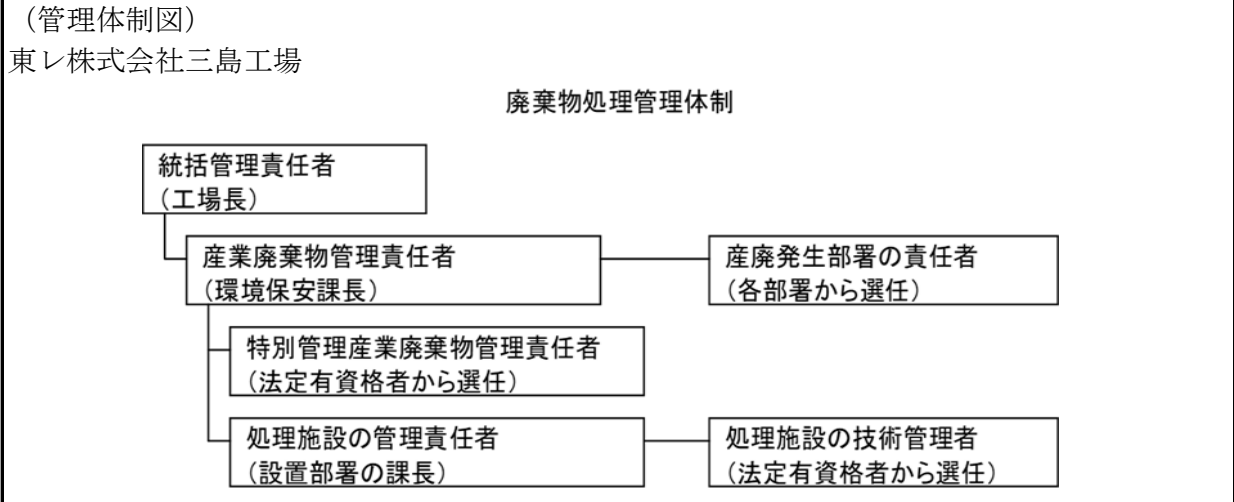
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 055 - 989 - 2440

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東レ株式会社三島工場		
事業場の所在地	静岡県	三島市	4845番地
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	化学工業		
② 事業の規模	製造品出荷額 38,401百万円		
③ 従業員数	708名		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1のとおり		

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	汚泥（泥状のもの）	10,043.000 t
	廃油	130.000 t
	廃酸	1.000 t
	廃アルカリ	30.000 t
	廃プラスチック類	459.000 t
	木くず	17.000 t
	金属くず	31.000 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2.000 t
(これまでに実施した取組) ISO14001活動による、発生抑制活動。 ・収率改善、トラブル削減による廃棄物の発生抑制。 ・分別徹底による、有価物化の推進。		
	【目標】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	汚泥（泥状のもの）	10,027.000 t
	廃油	117.000 t
	廃酸	1.000 t
	廃アルカリ	27.000 t

②計画	廃プラスチック類	413.000 t
	木くず	15.000 t
	金属くず	28.000 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.000 t
	(今後実施する予定の取組) 従前のISO14001活動による発生抑制活動を継続するとともに、発生量の増加した「廃プラスチック類」に重点を置き、削減活動を実施する。	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 「廃棄物処分マニュアル」を作成し、従業員への周知を図っている。また各職場毎に廃棄物置場を設置し、分別の状態を確認してから、外部への処理委託を実施している。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後も従業員に対して分別廃棄の周知徹底活動や、必要に応じ廃掃法の改正に関わる教育を実施していく。	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
	(今後実施する予定の取組)	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量
	汚泥（泥状のもの）	0.000 t	9,884.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	（これまでに実施した取組） 水処理施設から発生する余剰汚泥の、脱水・乾燥による減量化を実施。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量
	汚泥（泥状のもの）	0.000 t	9,884.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	（今後実施する予定の取組） 水処理施設から発生する余剰汚泥の、脱水・乾燥による減量化を継続する。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和 5 年度）実績】	
産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量
	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t
(これまでに実施した取組) 実施していない。	
【目標】	
産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量
	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t
(今後実施する予定の取組) 実施する予定なし。	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				全処理委託量 (t)
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	
	汚泥（泥状のもの）	12.000	147.000	0.000	0.000	159.000
	廃油	32.000	98.000	0.000	0.000	130.000
	廃酸	1.000	0.000	0.000	0.000	1.000
	廃アルカリ	0.000	30.000	0.000	0.000	30.000
	廃プラスチック類	416.000	43.000	0.000	0.000	459.000
	木くず	17.000	0.000	0.000	0.000	17.000
	金属くず	0.000	31.000	0.000	0.000	31.000
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2.000	0.000	0.000	0.000	2.000
	（これまでに実施した取組） 優良認定業者・再生利用業者への処理委託の推進と、処理委託業者への優良認定取得の働きかけを実施。					

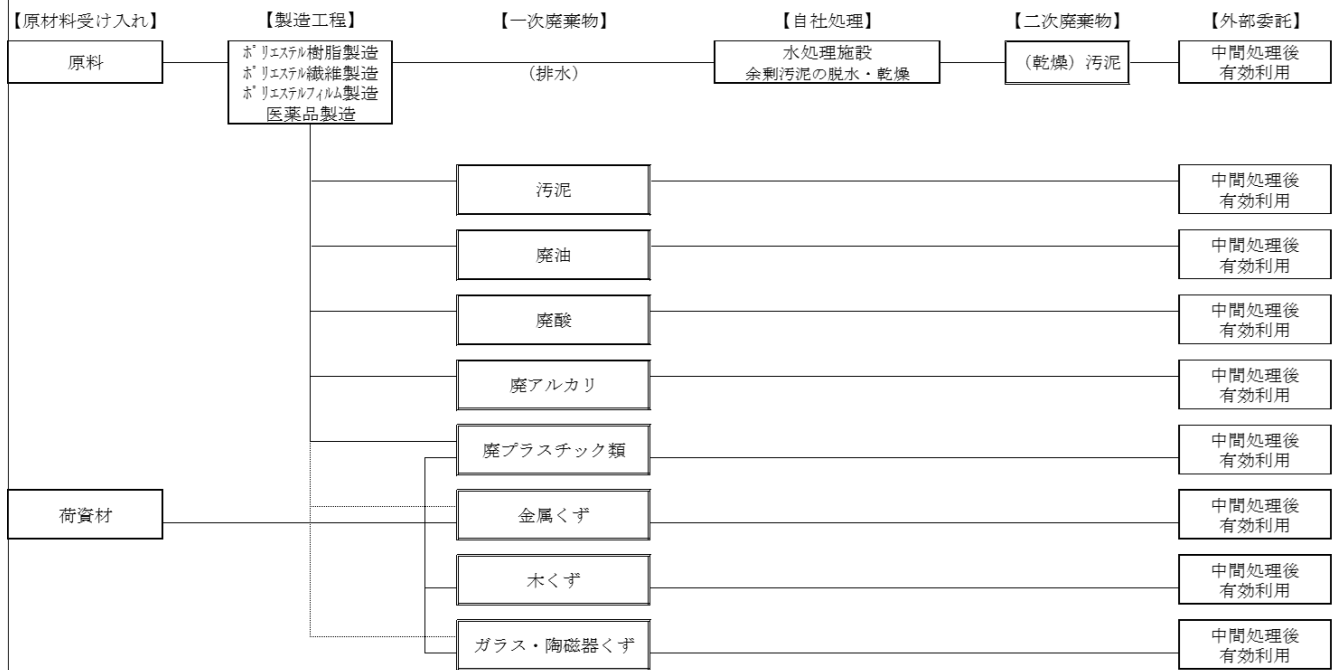
【目標】						
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
②計画	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
	汚泥（泥状のもの）	11.000	132.000	0.000	0.000	143.000
	廃油	29.000	88.000	0.000	0.000	117.000
	廃酸	1.000	0.000	0.000	0.000	1.000
	廃アルカリ	0.000	27.000	0.000	0.000	27.000
	廃プラスチック類	374.000	39.000	0.000	0.000	413.000
	木くず	15.000	0.000	0.000	0.000	15.000
	金属くず	0.000	28.000	0.000	0.000	28.000
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.000	0.000	0.000	0.000	1.000
	（今後実施する予定の取組） 現状の優良認定業者・再生利用業者への処理委託を継続するとともに、より環境保全意識の高い処理業者へ、優先的に処理を委託する。					
	※事務処理欄					

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の一連の処理工程



(別添-1)